

行政不服審査法の改正について

1 改正の概要について

(1) 申請に対し，拒否処分がされた場合等，行政庁に不服申立てをすることができます。この制度についての一般法が行政不服審査法ですが，昨年 6 月，制定後約 50 年ぶりに抜本的な見直しが行われました。

(2) その趣旨は，①公正性の向上 ②使いやすさの向上，③救済手段の充実・拡充 の 3 つの観点から改正されたものです。

(3) 審議会に関係する主な改正点は，次の 6 点です。

ア 原則となる不服申立類型が「審査請求」に一元化されること。

イ 「審理員」制度が導入されること。

ウ 「行政不服審査会等への諮問」手続が導入されること。

エ 審査請求人等の手続保障が拡充されること。

オ 不服申立て期間が，現行の 60 日から 3 か月に延長されること。

カ 標準審理期間設定の努力義務等，迅速性の確保等が図られること。

(4) 「審理員」制度とは

ア 概要

改正法第 9 条の規定により新たに導入されるもので，原処分に関与していない審査庁の職員（審理員）が審理手続を行う制度です。ただし，次に掲げる場合は，この限りでないとされます。

(ア) 教育委員会等行政委員会や附属機関が審査庁である場合

(イ) 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

(ウ) 審査請求を却下する場合

イ 審理員意見書

審理員は，審理手続を終結したときは，遅滞なく，審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し，作成後は速やかに，事件記録とともに，審査庁に提出しなければならないとされます。

(5) 「行政不服審査会等への諮問」とは

ア 概要

有識者等からなる第三者機関を設置し、審査庁の判断の妥当性をチェック（調査審議）するものです。

イ 諮問

審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、審理員意見書及び事件記録の写しを添えて、第三者機関（市の附属機関）に諮問しなければならないとされます。ただし、原処分又は裁決の際に他の第三者機関の関与がある場合や審査請求を却下する場合、審査請求の全部を認容する場合等は諮問不要です。

2 情報公開条例及び個人情報保護条例への影響

(1) 改正法施行前に両条例を改正する必要があります。

(2) 改正の内容は、両条例の規定による処分等に係る不服申立てについて、審理員制度を導入するか、現行制度（審議会への諮問）を維持するかにより異なります。

3 情報公開・個人情報保護審議会への影響

(1) 不服申立てについて審理員制度を導入する場合

(2) 現行どおり審議会に諮問する場合

4 その他

第三者機関（行政不服審査会等）と情報公開・個人情報保護審議会